

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、そ
の翌日)

昭和五十四年六月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

名 称	所 在 地	廢 止 年 月 日
田村歯科医院	鳥取市末広温泉町二一九	昭和五十四年五月三十一日

鳥取県告示第五百三十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十四年六月十九日

鳥取県知事 平林鴻三

官 帰 章	氏 名	登録の記号及び番号	登 錄 の 年 月 日
鳥齒第三七六号	平林鴻三	昭和五十四年五月二十六日	

鳥取県告示第五百三十二号
生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

- ◆告示 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 保険医の登録
- 種畜証明書の交付
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 保安林予定森林
- 解除予定の保安林
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出
- 土地収用法による土地の立入り（二件）

鳥取県告示第五百三十三号
家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通

報があつたので、同法第八条第一項の規定により告示する。
昭和五十四年六月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

番種畜証明書 号	名 前	品種 生年月日	产地	父	母	級別	飼養者の住 所又は名稱
昭第五四鳥取 県第一号	金 高	黒毛和種 四八・二・二五	八頭郡八東町 北 気 高	城 桜	馬	二級	鳥取市国安 鳥取県種畜場
第一二号	高 正	四九・一・三〇	東伯郡赤崎町 但	上 山	馬	二級	ふさよしはな
第三三号	豊 光	五〇・一〇・一六	倉吉市中河原 伯	高 正	馬	二級	ま つ お
第四四号	第5大山	五一・三・一八	八頭郡智頭町 茂 正 波	芳 幸	波	二級	ゆうだち
第五五号	四七・三・一	五一・四・五	日野郡日南町 第8裕 豊	米子市美吉	氣 高	二級	す ぎ 一
第六六号	"	"	"	森 氣 高	かじはな	二級	も み じ
第七七号	"	"	"	"	特級	"	"
第八八号	ローザ テキサル パイン	四三・一一・二三	東伯郡赤崎町	ローザフ サイテーション アール	ロナベリー テキサルデージ	"	"
第九九号	パインラグ パークリスクロス	四六・一二・一六	"	ボンドヘイブン ブルクルセダーラ グアツ	オーマクラン ドジョイ	"	"
第一〇一号	カードア シンボル バイ	四八・一・二〇	"	ホワイトバ ーチ	ホワイトバ ーチ	"	"
第一一一号	パインジエ ママイマ オームスビ トイマ	五一 六・七	"	カードア ファイバー	フレンドシ ュープリーム	"	"

第二七号	第三号	吉岡	富公	17	五二・三・一二 東伯郡赤崎町 富士寿恵 6	ひろかげ 72
第二八号	第一〇号	高岡	東	北	四六・二・七 八頭郡八東町 氣 高	はぎふじ
第二九号	第三〇号	雪	高	豊	五六・一一・二五 八頭郡智頭町 北 氣 高	す ぎ 一
第三〇号	第三一号	山	幹	茂	四六・七・二〇 日野郡日南町 豊	あきぎく
第三一号	第三二号	山	高	茂	四六・七・二一 西伯郡西伯町 南	よしひさ
第三二号	第三三号	高	氣	百合	四五・一・二〇 米子市日下 栄 高	はないさみ
第三三号	第三四号	高	高	百合	四五・一・二一・二六 八頭郡郡家町 福 氣 高	や す こ
第三四号	第三五号	高	高	百合	四五・一・二二 西伯郡岸本町 氣 高	ゆりひめ
第三五号	第三六号	高	氣	百合	四五・一・二三 米子市青木 豊	かねなり
第三六号	第三七号	高	氣	百合	五〇・七・一〇 日野郡江府町 吉	ち よ 11
第三七号	第三八号	高	氣	百合	五〇・九・一〇 日野郡用瀬町 高	やまやす
第三八号	第三九号	天	裕	高	五一・七・三 西伯郡岸本町 第43岩田の14	かじはな 1
第三九号	第四〇号	東	裕	高	五一・一・七 八頭郡用瀬町 東 高	さ かえ
第四〇号	第四一號	英須	榮	高	五二・四・二〇 日野郡日南町 東 高	

東伯郡赤崎町
鳥取県種畜場
松谷606

(第三種郵便物認可) 昭和54年6月19日 火曜日 鳥取県公報

第七一號	153 クライブインペラ グラバー-5	ハインツクスエム アルバダ 77-167	五三・五・三一 西伯郡西伯町	ハンプシ ハンプシ
第七二號	フエニツクスエム アルバダ 77-167	ハイバツクヒーサー ヨイスニツブン-4	五二・八・二三 宮崎県小林市	アミー-8 クライブインペラ
第七三號	"	6037 クラステー クラライブウインナー	五二・三・八 愛知県 西加茂郡	ハイバツクバージ ジエンニツブン 9-3
第七四號	"	3207 クライブ インペラアミー	五二・二・二八 米子市西三柳	ハイバツクバージ ジエンニツブン 9-3
第七五號	"	44-3	四八・八・二三	26-1
第七六號	グラバー	"	"	"
第七七號	ジエンナーフアンダ プラムシン	ランドレ 1-2	四八・三・九 アメリカ	クニクラライブプリンセス グラブラー
第七八號	アジユーデント アルノポール	オスカーヨシハラ 1-5	四八・三・九 アメリカ	3185 ゼミニーライブ ウインナー-7
第七九號	6282 アシユスティッド	3-8	五二・一〇・二五 熊本県菊地市	92 トラベルアミー インペラ-7
第八〇號	チユーボクブランド	190	五一・九・八 西伯郡西伯町	69-4023 ビビアン-8
第八一號	ジエンナーフラ カレルシン	1-1	アルノギルビア	34-8
第八二號	シエニファーカラ ファンダーシル	99-231-1-1	アルノギルビア	3-8
第八三號	カレルファーリア グラムホリコシ	4-3	アシユスティッド	4167 ロナボールグラム デザルージーハラカワ 5-~4
第八四號	ギウダケア	9-443-1-1	アシユーデント デザルージーハラカワ 2-2	3185 ゼミニーライブ ウインナー-7
第八五號	シエニファーアンダ サクセスボーラ	4-3	アシユスティッド	92 トラベルアミー インペラ-7
第八六號	カレルファーリア グラムホリコシ	1-5	アシユスティッド	69-4023 ビビアン-8
第八七號	ジエンナードーナ クララピツカーション	1-5	アシユスティッド	76-1080 フエニツクスビ
第八八號	シエニファーアンダ サクセスボーラ	4-3	アシユスティッド	76-1080 フエニツクスビ

" 第八三号	豊	田	黒毛和種	五三・四・七	日野郡日南町	伯	豊	さなか	"	日野郡日南町
" 第八四号	森	氣	高	"	"	"	"	"	"	大下勅雄町
" 第八五号	第8	裕	豊	"	四八・二・二	岩美郡岩美町	氣	高	か	一級
" 第八六号	錦	豊	"	"	四九・五・二	西伯郡岸本町	裕	豊	まえた	"
" 第八七号	大	豊	"	"	五一・八・一	日野郡溝口町	森	氣	く	日野郡日野町
" 第八八号	茂	安	波	"	五一・八・一〇	西伯郡西伯町	茂	茅	いさむ	大下勅雄町
" 第八九号	奥安	土井	"	"	五一・三・二	"	安美	土井	級外	"
"										

鳥取県告示第五百三十四号

昭和五十四年五月十一日付けで青谷町から申請のあつた土地改良（田原谷地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのとおり告示する。

昭和五十四年六月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年六月二十日から三十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三十五号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和

鳥取県公報

二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年六月十九日

昭和五十四年六月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 保安林予定森林の所在場所

鳥取市東町一丁目、栗谷町、馬場町、上町、円護寺、小西谷、百合、湯所町一丁目、丸山町(以上九町国有林。次の図に示す部分に限る。)

一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字田後字向山北側五六の二

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 解除の理由
指定理由の消滅

二 指定の目的
公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十七号

漁業災害補償法施行規則(昭和三十九年農林省令第三十五号)第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百八条の二第三項の規定による同意を求ることについて、発起人の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第五百三十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

届出事項 及び氏名	漁業者調書の縦覧		
	加入区	漁業の区分	場所
東伯郡赤崎町赤崎 林原 露治	赤崎加入区 (赤崎町漁業協同組合の区域)	しいらつけ漁業	昭和五十四年六月十九日から同
鎌谷 安次		赤崎町漁業 協同組合	年七月四日まで
			昭和五十四年六月十九日から同

鳥取県告示第五百三十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年六月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第五百三十九号
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十四年六月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線竹田川線一部昇圧工事

三 立入ろうとする土地の区域

東伯郡三朝町大字牧及び大字今泉地内

四 立入ろうとする期間

昭和五十四年六月十四日から昭和五十四年十二月十三日まで

一 起業者の名称

中国電力株式会社

二 事業の種類

特別高圧送電線打吹支線新設工事

三 立入ろうとする土地の区域

倉吉市駄経寺、米田町及び大字円谷地内